

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年4月24日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 三姓 晃一

調達機関番号 017 所在地番号 46

1 調達内容

- (1) 件名 マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更
- (2) 履行場所 マザーズコーナーかごしま（鹿児島市東千石町1-38鹿児島商工会議所ビル6F）
- (3) 履行期間 契約日から令和6年8月4日（日）まで
できるだけ早期搬入を希望する。
- (4) 履行内容 入札説明書及び仕様書による。
- (5) 入札方法 入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子調達システムの利用 本案件は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、書面により支出負担行為担当官に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

2 競争参加資格

- (1) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売（事務用機器類）」で「B」、「C」又は「D」等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有するものであること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
ア 厚生年金保険 イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）ウ 船員保険
エ 国民年金 オ 労働者災害補償保険 カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと、また、過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第2係（担当 佐土原） 電話 099-223-8275

E-mail sadohara-kei.c01@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書の交付期限

令和6年5月13日（月）16時00分まで

鹿児島労働局ホームページからダウンロードが可能。ダウンロードした場合、上記(1)の担当あて電話または電子メールにて連絡を行い、事業所名、担当者名及び連絡先を申し出ること。申し出がない場合、仕様の変更や他の参加予定事業者からの質問への回答等、各種の連絡ができない恐れがありますので、ご注意ください。

(3) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しないため、担当者に詳細を確認すること。

(4) 入札書の受領期限

令和6年5月14日（火）16時00分

(5) 開札日時及び場所

日時：令和6年5月15日（水）14時00分

場所：〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎3階第3会議室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて、入札説明書に添付されている暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の制約をし、若しくは誓約書等に反することとなった者の提出した入札書、入札書及び入札積算内訳書の金額、総価等の欠如、誤り等があると認められるものは無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) その他詳細は入札説明書及び仕様書による。

以上

最低価格落札方式

マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更
入札説明書

本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続きに使用するものとする。ただし、紙による従来の応札及び入開札手続きも含むものとする。

鹿児島労働局 総務部 総務課

鹿児島労働局総務部総務課の入札公告(令和6年4月24日付)に基づく入札等については、会計法(昭和22年法律第35号) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号) その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 三姓 晃一

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更
- (2) 仕様 別冊仕様書による。
- (3) 履行場所 マザーズコーナーかごしま(鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル6F)
- (4) 履行期間 契約日から令和6年8月4日(日)まで
できるだけ早期搬入を希望する。

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (7) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

3 競争参加資格

- (1) 次の各号の一に該当する者であること。

予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売(事務用機器類)」で「B」、「C」又は「D」等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第二係 TEL 099-223-8275

次の各号に掲げる制度が適用される者にとっては、この入札の入札書提出期限の直近2年

間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険 イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ウ 船員保険
エ 国民年金 オ 労働者災害補償保険 カ 雇用保険

資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。

厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。また、過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(2) 競争参加資格の確認のための書類

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明する書類（別紙-5 一式）を令和6年5月13日（月）16時までに提出しなければならない。電子調達システムにより入札を行う者は、入札書提出前に必須の処理となる「電子調達システムによる入札参加申請」の際に添付して提出すること。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

一旦受領した書類は返却しない。

一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

4 入札書の提出場所等

入札者は、入札公告、本入札説明書及び別紙仕様書等を熟読のうえ、入札書を提出しなければならない。

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出ること、紙入札方式によることができる。その場合、電子入札案件の紙入札方式での参加について（別紙-4）により、令和6年5月13日（月）16時までに申し出ること。

なお、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。また、入札書提出後において不知、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

また、入札者は入札書とともに積算内訳の把握できる入札積算内訳書（別紙-2（1））を以下（1）（2）の方法により提出すること。

(1) 政府電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の受領期限

令和6年5月14日（火）16時まで

政府電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、政府電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に政府電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。

入札積算内訳書（別紙 - 2（1））の提出方法

スキャナ等により電子データ化した入札積算内訳書を添付して、電子調達システムにより送信すること。

（2）紙により入札を行う場合

入札書の受領期限

令和6年5月14日（火）16時まで 電子入札と同一日時

（郵送の場合は受領期限までに到着するように送付し、かつ受領の確認をする必要がある）

入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13番21号

鹿児島労働局総務部総務課 会計第二係 佐土原 099-223-8275

入札書の提出方法

入札書には、社印及び代表者印を押印する。ただし、委任状（別紙 - 3）の提出がある場合には、代理人の押印のみで足りるものとする。

入札書は別紙 - 1（1）の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、綴目（3箇所）に社印及び代表者印を割印として押印する。ただし、委任状の提出がある場合には、代理人の押印のみで足りるものとする。封皮には、氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（鹿児島労働局支出負担行為担当官殿と記載）及び「5月15日開札〔マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「5月15日開札〔マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更〕の入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4（2）宛に入札書の提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

入札書に記入する数字はアラビア数字を、数字以外の文字は楷書体を用い、黒色ボールペンで鮮明に記入する。ただし、名称又は商号、代表者氏名及び代理人の氏名についてはゴム印等でも構わないものとする。入札書の日付は、提出日を記入すること。

入札積算内訳書（別紙 - 2（1））の提出方法

氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入し、入札書を入れる封筒に同封のうえ提出すること。入札書と入札積算内訳書の左側2箇所をホチキス止めし、ページとページの間には割印を行うこと。

（3）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者、入札積算内訳書を上記のとおり提出しなかった者、入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある者の提出した入札書は無効とする。また、本入札説明書3（2）の誓約書（別紙 - 5（3））を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出した入札書も無効とする。

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（5）代理人による入札

代理人が政府電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)するとともに、入札書提出の際、別紙 - 3の様式による代理委任状を提出しなければならない。

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札に関する質問

この入札に関して質問を行う場合は、任意様式にその事項を取りまとめ、令和6年5月13日(月)12時00分までに上記4(2)の担当あて提出すること。質問した者への回答等は適宜行うこととし、回答事項については、本入札説明書を鹿児島労働局ホームページからダウンロードした全ての者に随時通知する。したがって、本入札説明書をダウンロードした場合、上記4(2)の担当あて電話連絡を行い、事業所名、担当者名及び連絡先を申し出ること。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和6年5月15日(水) 14時00分~

鹿児島合同庁舎3階 第3会議室(鹿児島県鹿児島市山下町13番21号)

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再入札書(別紙 - 1(2))及び再入札積算内訳書(別紙 - 2(2))(初度入札と同じ要領)により、直ちに1回のみ再度の入札を行う。再度入札に参加する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書を郵送にて必ず提出しておくこと。(封筒に必要事項の他、何回目の入札であるかを必ず明記することとし、再度入札が行われなかった場合は、当局において廃棄処分を行うこととする。)

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに到着するよう提出することとし、スキャナ等により電子データ化した再入札積算内訳書(別紙 - 2(2))を添付し、電子調達システムにより送信すること。

再度入札においても落札者が決定できない場合は、最低金額の申込者と予定価格の範囲内で随意契約を行う。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

応札にいたるまでの諸経費は応札希望者の負担とする。仮に不落札、又は事前に提出すべき確認書類により応札できなかった場合も同様とする。

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び政府電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

(4) 契約書の作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

上記の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

別紙-6の契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

(6) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-014-889
- ・ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(2)の契約条項を示す場所及び問い合わせ先に連絡すること。

様式等

- ・別紙 1 (1) 入札書作成様式
- ・別紙 - 1 (2) 再入札書作成様式
- ・別紙 - 2 (1) 入札積算内訳書
- ・別紙 - 2 (2) 再入札積算内訳書
- ・別紙 - 3 委任状作成様式
- ・別紙 - 4 電子入札案件の紙入札方式での参加様式
- ・別紙 - 5 (1) 競争参加資格確認関係書類
- ・別紙 - 5 (2) 一般競争入札参加申込書 (兼自己申告書)
- ・別紙 - 5 (3) 誓約書
- ・別紙 - 5 (4) 保険料納付に係る申立書
- ・別紙 - 6 契約書 (案)
- ・別冊 仕様書

仕様書

1. 調達件名

マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更

2. 一般事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、ワークプラザ天文館マザーズコーナーをマザーズハローワークとして新設するために必要な什器類の購入、設置作業及び既存のレイアウト変更作業を委託するものである。なお、購入した什器類の搬入作業、据付設置作業のほか、既存の什器類の移設作業、端末の移設に伴う配線工事一式を含むものとする。

(2) 適用法令・規格等

端末の移設に伴う仕様は、関係法令に適合するものとする。ただし、関係規格、基準等異なる事項は本仕様書を優先するものとする。

納入什器類はすべて新品とし、製造、販売が終了しても最低5年間は補修用部品等の供給ができるものを選定すること。

(3) 納入場所

鹿児島公共職業安定所ワークプラザ天文館 マザーズコーナー
(鹿児島市東千石町 1-38 鹿児島商工会議所ビル 6F)

(4) 納入期限

令和6年8月4日(日)

納入・設置等作業日については、原則として8月2日(金)の部分閉庁時間、8月3日(土)、4日(日)の8時30分から17時00分頃までとする。部分閉庁の時間は現地担当者に確認すること。端末移設等の都合上、作業日程を変更する場合もあるため、実際の作業にあたっては、現地担当者と必ず相談のうえ行うこと。

3. 購入する什器類の仕様(型番は参考銘柄)

次の物品を購入のうえ、鹿児島商工会議所ビル6Fマザーズハローワークに設置する。設置場所は「別図5(物品配置図)」で確認し、実際の設置場所については、現地担当者の指示に従うこと。

<窓口・待合室> (別図5(物品配置)左上窓口カウンター付近)

カウンター(コクヨ CO-BDP128S81P1M) 1台

(コクヨ CO-BDPJ128S81P1M) 6台

カウンターエンドパネル(コクヨ COS-BD1LP1M) 1枚

(コクヨ COS-BD1RP1M) 1枚

カウンター中間補助脚（コクヨ CO-BDJPS81） 2本
 カウンター可動式パネル（コクヨ CO-BPD66P1M） 8枚
 スツール（コクヨ N14-BX1S-VZ171 レモンイエロー） 2台
 コーナースツール（コクヨ N14-B91S-VZ171 レモンイエロー） 4台
 コーナースツール（コクヨ N14-B91S-VZ0D1 ソフトタンジェリン） 4台
 事務用椅子（コクヨ K17-Z01SZ-VZ0DX2 ソフトタンジェリン） 7台
 ローパーティション W1000（コクヨ PP-FXW1015HSN1UN） 1枚
 ローパーティション W800（コクヨ PP-FXW0815HSNT3N） 5枚
 ローパーティション用両面安定脚（コクヨ PPS-FXFWF4） 2セット
 ローパーティションコーナーポスト（コクヨ PPS-FXWP15N） 1本

<キッズコーナー>（別図5（物品配置）左中央）

FSX パネルシステム（イトーキ FS6-0913AT-W9） 8枚
 FSX パネルシステム 床固定金具（イトーキ FSNA-P） 8個
 FSX パネルシステム エンドカバー（イトーキ FS6-13JA-W9） 2本
 FSX パネルシステム コーナーポスト（イトーキ FS6-13JD-W9） 2本
 キッズコーナーマット（ADAL W900×D900） 9枚
 キッズコーナーファスナーシート（ADAL） 12枚

<中央受付>（別図5（物品配置）中央、記載台・受付付近）

カウンター（コクヨ CO-EEU186MT1） 1台
 カウンターエンドパネル（コクヨ COS-EEU1MT1） 2枚
 テーブル（コクヨ SD-1SN1875LSMT1N） 1台
 ローパーティション W1000（コクヨ PP-FXW1015SAWN） 6枚
 ローパーティション W600（コクヨ PP-FXW0615SAWN） 6枚
 ローパーティションコーナーポスト（コクヨ PPS-FXWP15N） 3本
 メニューボード（馬印 UDM600+カコウ） 2式（1式はワークプラザ側へ設置）

4. レイアウト変更に伴う作業内容

下記の作業内容をもとに作業すること。レイアウト変更については「別図1（従前配置図）、別図3（座席移設）、別図4（端末移設・カーペット）」で確認し、実際の仕様については、現地担当者の指示に従うこと

(1) レイアウト変更作業

- ・OA床回収
既存のスロープの移設および移設元の復旧
- ・タイルカーペット貼替
マザーズハローワーク部分（100 m²）をイエロー系統へ貼替
ワークプラザ天文館部分（90 m²）をスカイブルー系統へ貼替

タイルカーペットについては東リ GA100 または同等品とする。

- ・レイアウト変更に伴う什器の入替、来所者端末の配置換えに係る電源作業等
- ・レイアウト変更に伴う窓口カウンターの切り離し及び移設

5 . 不用品引き取り作業

(1) 既設置机と椅子については老朽化が激しいことから、レイアウト変更後において不用品となるため、引取りを行うこと。

不用品については「別図 2 (不用品廃棄) 」で確認し、実際の引取りについては現地担当者の指示に従うこと。

(2) 既設置机と椅子の規格等

- ・カウンター (W1200/D950/H680) × 9
- ・来客用椅子 (W500/D600、D400 (座面)、H700 (背部)) × 9
- ・エンドパネル (W970/H700) × 2
- ・カウンター (W1650/D600/H700) × 1
- ・フロントパネル (W1800/D350/H950) × 1
- ・エンドパネル (W680/H900) × 1
- ・カウンター (W1800/D450/H700) × 3
- ・パネルをつなぐコーナーポスト (W900/D900/H1130) × 2
- ・パネル (大) (W900/D90/H1130) × 2
- ・パネル (小) (W450/D90/H930) × 2
- ・来客者用長椅子 (W1800/D570/H660 (背部)、D420/H400 (座面)) × 2
- ・クリアパネル (W900/H1400) × 1 2
- ・クリアパネル (W600/H1400) × 6
- ・合皮レザーマット (W1370/D930) × 1
- ・合皮レザーマット (W1370/D1360) × 1
- ・合皮レザーマット (W960/D140) × 1
- ・合皮レザーマット (W960/D930) × 5
- ・キッズコーナー用スツール (W1350/D400/H450) × 3
- ・キッズコーナー用スツール (W950/D400/H450) × 5
- ・パンフレットスタンド 3 列 (W770/D420/H1550) × 1
- ・パンフレットスタンド 2 列 (W530/D420/H1550) × 2
- ・パンフレットスタンド 2 列 (W500/D350/H1550) × 1
- ・パンフレットスタンド 1 列 (W280/D360/H1370) × 1
- ・パンフレットスタンド 1 列 (W280/D350/H1500) × 1
- ・パネル (W660/H1200) × 1
- ・パネル (W1000/H1200) × 2
- ・パネル (W1200/H1900) × 2
- ・パネル (W900/H1900) × 1

6. 留意事項

- (1) 入札参加業者は入札前日までに必ず現場調査を実施し、設置位置の確認、電源工事の有無、新規配線経路の確認を行うこと。またシステム稼働に必要な費用は入札見積に全て含むこと。また現地調査日については事前に現地担当者及び入札担当者へ報告すること。
- (2) 落札業者は、作業が円滑に行われるよう、常に善良なる作業責任者を選任すること。作業にあたっては、作業責任者が細心の注意を払ってこれを行うこと。
- (3) 落札業者は、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 作業において、施設及び既設機器等を毀損しないよう、また危険、火災、盗難等の事故防止には万全の注意を払い、事故回避のため必要な安全対策をとること。万一事故が発生した場合は、すべての落札業者の負担において原状回復及び修理を行うこととする。
- (5) 本業務の従事者は、業務の実施にあたり、業務上知り得た情報機密事項について、委託期間のみならず、その後においても第三者に漏洩しないこと。
- (6) 本仕様書に記載がない事項については、打ち合わせによることとする。
- (7) 納入品やレイアウト変更後の設置位置などは暫定場所とするが、位置の変更等になる可能性があるため、設置前に担当者と最終的な位置は協議すること。
- (8) 作業完了後は納入品の写真（設置前、設置作業中、設置後）及びレイアウト変更にかかる作業前後の写真を請求書に添付し提出すること。
- (9) 物品の調達については、グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすこと。

7. アフターケア

- (1) 納入物品に関し、物品引渡しの日から1年以内に発見された瑕疵にかかる修理または取替の諸費用は契約業者が負担すること。
- (2) 納入物品に関し、当方の重大な過失でない場合の故障は、納入後1年間無償修理対応すること。

8. 現地担当者

〒892-0842

鹿児島市東千石町1-38

ワークプラザ天文館 部長 有村（ありむら）

TEL：099-223-8010

〒892-0847

鹿児島市西千石町1番1号

鹿児島労働局職業安定課 管理係長 長谷川（はせがわ）

TEL：099-219-8711

9 . 入札担当者

〒 8 9 2 - 8 5 3 5

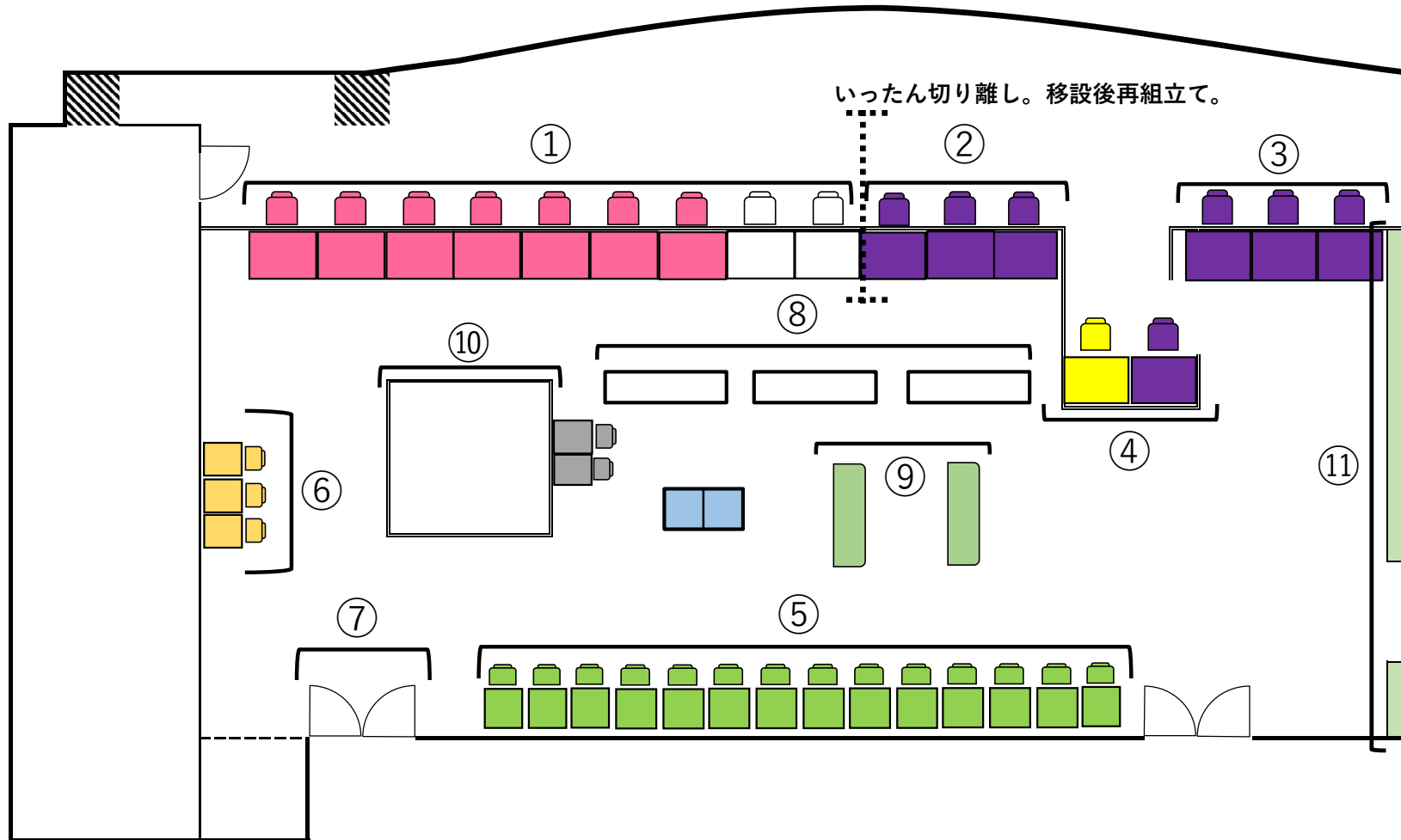
鹿児島市山下町 1 3 - 2 1 鹿児島合同庁舎 2 階

鹿児島労働局 総務部 総務課 会計第二係 佐土原

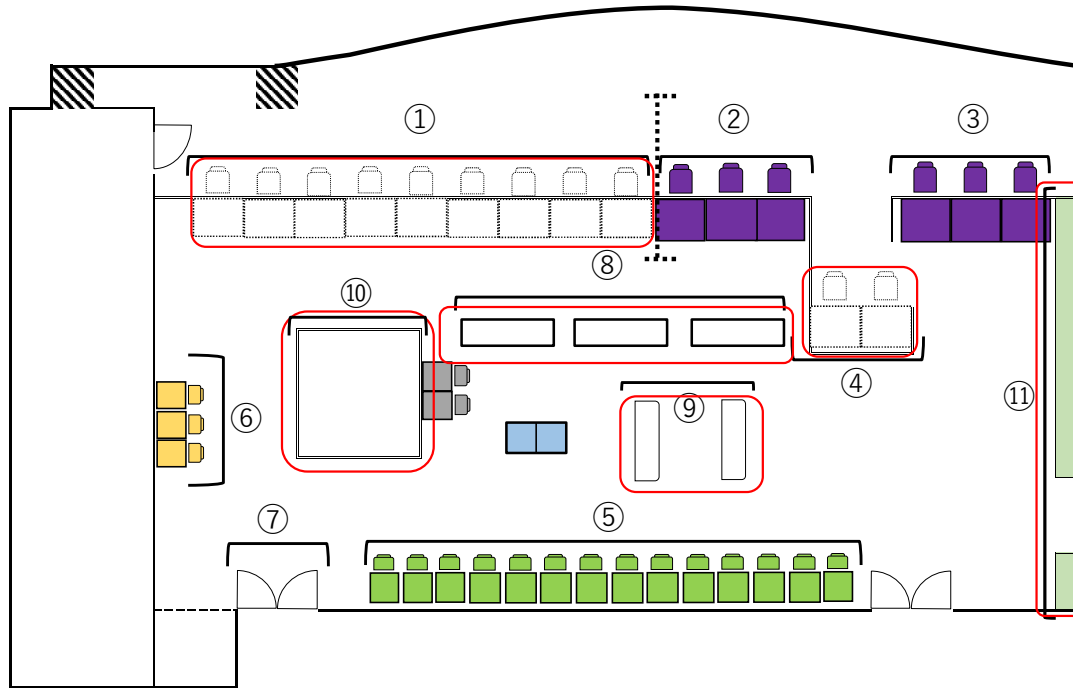
T E L : 0 9 9 - 2 2 3 - 8 2 7 5

別図1 (従前配置図)

- ・現在の職員カウンターの配置。受付(④)を挟んで左側に配置しているカウンター席は、プラザ3席(紫色)、マザーズ7席(ピンク色)あり、使用していない2席(端末なし：白抜き)がすべてつながっている状態(一体型のカウンター；切り離しは可能)
- ・不用物品については廃棄 ※廃棄する物品については別図2(不用物品廃棄)を参照
- ・①②については点線の箇所をカウンターを切り離し、②については③の横に移設 ※別図3(座席移設)を参照
- ・⑤⑥の端末の移設、電源の離線・再敷設及びカーペットの張替え ※別図4(端末移設・カーペット)を参照
- ・購入物品の配置 ※別図5(物品配置)を参照
- ・⑦の扉は使用せず前方にベビーベッドを設置 ※別図3(座席移設)を参照



別図2 (不用物品廃棄)



・不用物品

① 現行カウンター9席

※カウンター9台 (1台あたりW1200/D950/H680)、来客用椅子9台 (W500/D600 (座面/D400) 背部/H700)
 ①左側 ②右側のエンドパネル各1台 (W970/H700)

④ 現受付カウンター

※カウンター1台 (W1650/D600/H700) フロントパネル (W1800/D350/H950) エンドパネル (W680/H900)

⑧ 記載台3台カウンター3台背面のパネル含む

※カウンター3台 (W1800/D450/H700) パネルをつなぐコーナーポスト2本 (W900/D900/H1130)
 パネル (大) 2枚 (1枚当たりW900/D90/H1130) パネル (小) 2枚 (1枚当たりW450/D90/H930)

⑨ 来客者用長椅子2台 (W1800/D570背部/H660で、座面奥行420、座面高さ400が2台)

⑩ 現行のキッズコーナー用クリアパネル及びマット

※クリアパネル (W900/H1400) 12枚 クリアパネル (W600/H1400) 6枚
 合皮レザーマット (W1370/D930) 1枚 (W1370/D1360) 1枚 (W960/D140) 1枚 (W960/D930) 5枚
 キッズコーナー用スツール (W1350/D400/H450) 3台 (W950/D400/H450) 5台

パンフレットスタンド6台

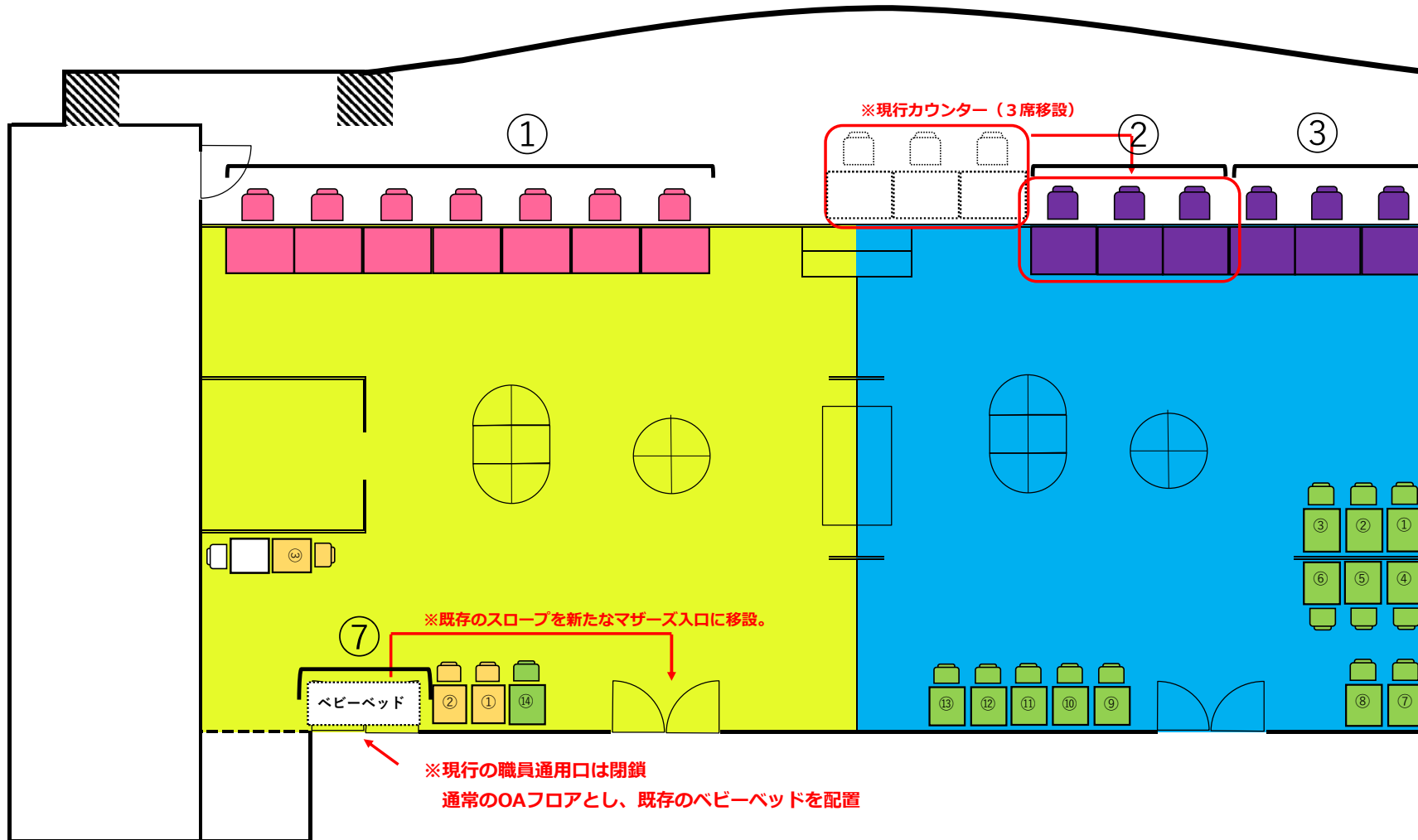
※3列 (W770/D420/H1550) 1台、2列 (W530/D420/H1550) 2台、2列 (W500/D350/H1550) 1台
 1列 (W280/D360/H1370) 1台、1列 (W280/D350/H1500) 1台

⑪ パネル5枚

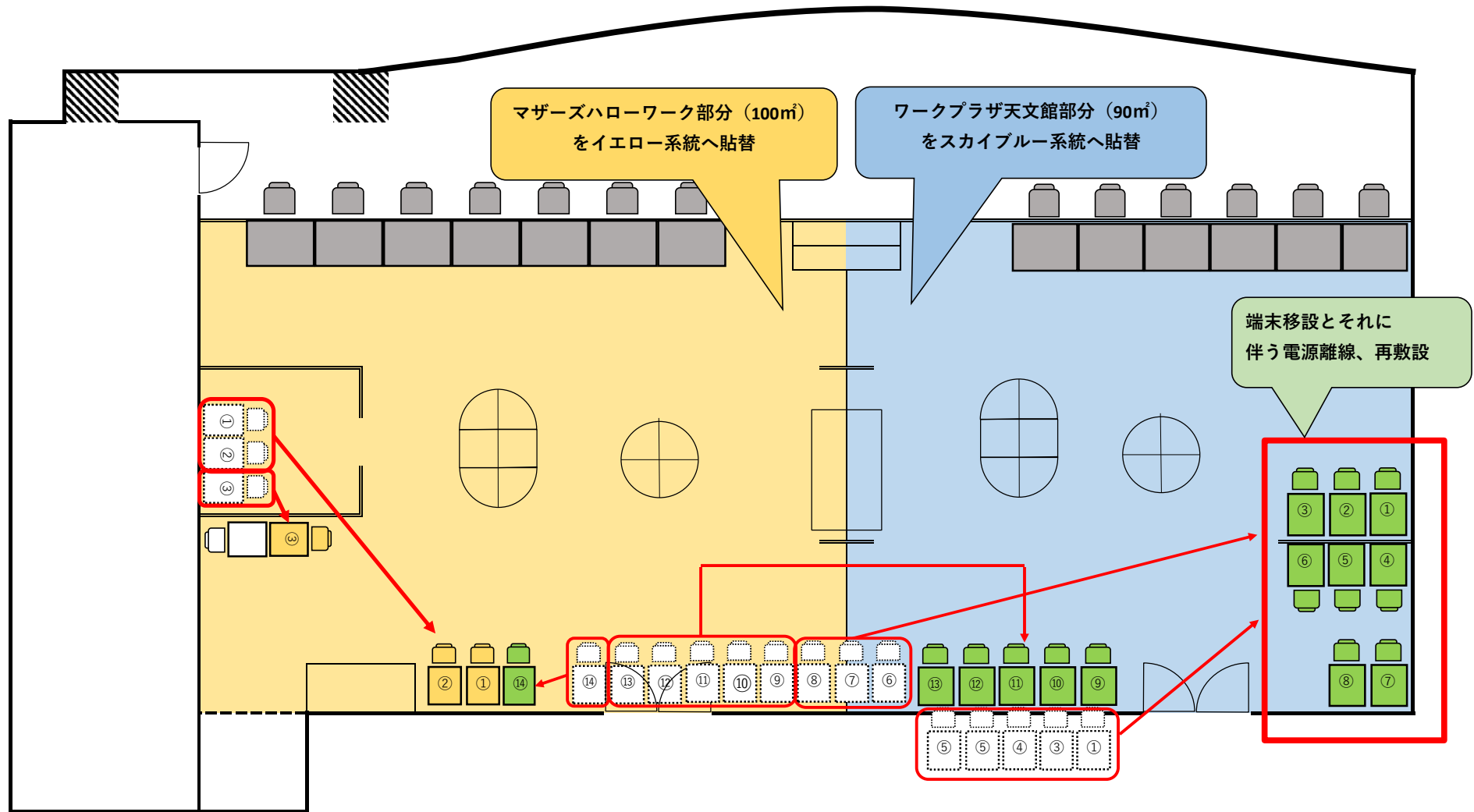
※ (W660/H1200) 1枚 (W1000/H1200) 2枚 (W1200/H1900) 2枚 (W900/H1900) 1枚

別図3 (座席移設)

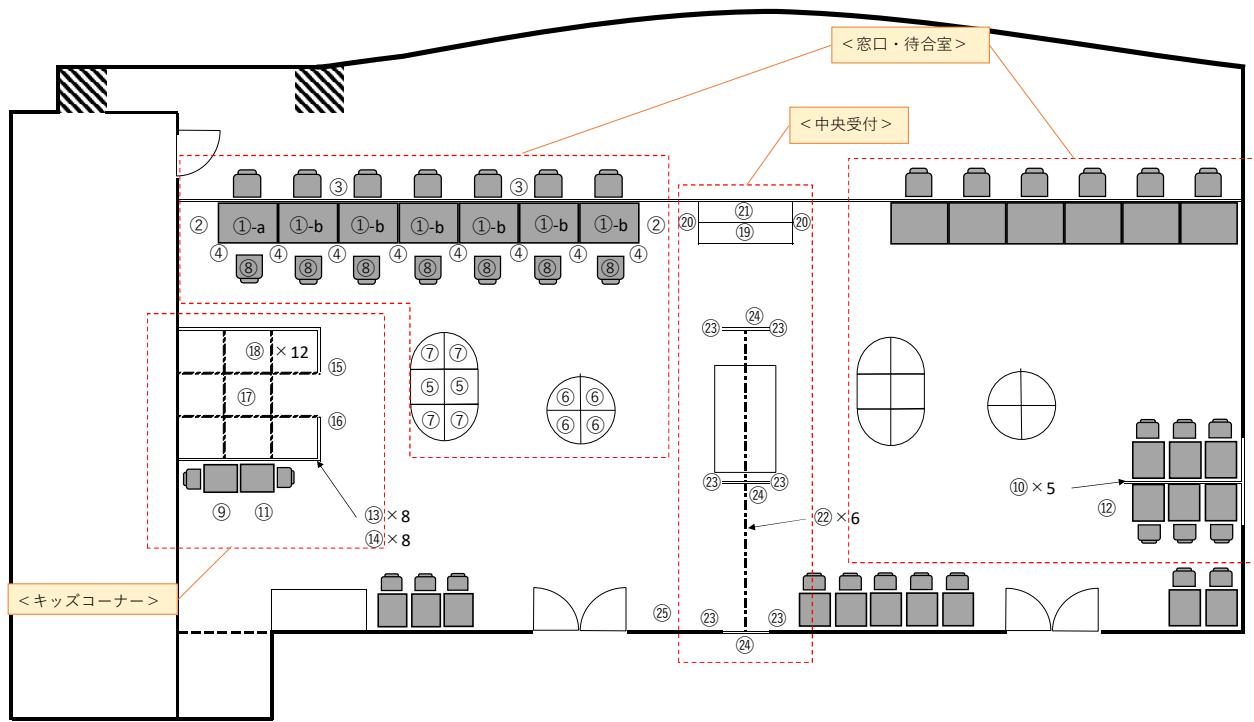
- ・①マザーズ7席はすべて新設（購入：ピンク色のカウンター）の予定。一番左端の席はオンライン相談用に通常のカウンターよりも幅広のものを設置。※別図5（物品配置）を参照
- ・プラザ席（紫色）は3席から6席に増設するが、現在のカウンターを移設する形となる。現在のカウンターを切り離し、移設。
- ・カウンター移設にあたっては、一部解体作業を行い、移設後再組立てを行う。エンドパネルについては再利用。
- ・⑦現行の職員通用口は閉鎖し、既存のスロープを新たに出入口とする箇所へ移設。⑦は通常のOAフロアとし、既存のベビーベッドを配置。



別図4 (端末移設・カーペット)



別図5 (物品配置)



①-a	カウンター (コクヨ CO-BDPJ128S81P1M) ※①-bより幅広	1台
①-b	カウンター (コクヨ CO-BDPJ128S81P1M)	6台
②	カウンターエンドパネル (コクヨ COS-BD1LP1M)	1枚
②	カウンターエンドパネル (コクヨ COS-BD1RP1M)	1枚
③	カウンター中間補助脚 (コクヨ CO-BDJPS81)	2本
④	カウンターFB可動式パネル (コクヨ CO-BPD66P1M)	8枚
⑤	スツール (コクヨ N14-BX1S-VZ171 レモンイエロー)	2台
⑥	コーナースツール (コクヨ N14-B91S-VZ171 レモンイエロー)	4台
⑦	コーナースツール (コクヨ N14-B91S-VZ0D1 ソフトタンジェリン)	4台
⑧	事務用椅子 (コクヨ K17-Z01SZ-VZ0DX2 ソフトタンジェリン)	7台
⑨	ローバーティション W1000 (コクヨ PP-FXW1015HSN1UN)	1枚
⑩	ローバーティション W800 (コクヨ PP-FXW0815HSN3N)	5枚
⑪	ローバーティション用両面安定脚 (コクヨ PPS-FXFWF4)	2セット
⑫	ローバーティションコーナーポスト (コクヨ PPS-FXWP15N)	1本
⑬	FSXIIパネルシステム (イトーキ FS6-0913AT-W9)	8枚
⑭	FSXIIパネルシステム 床固定金具 (イトーキ FSNA-P)	8個
⑮	FSXIIパネルシステム エンドカバー (イトーキ FS6-13JA-W9)	2本
⑯	FSXIIパネルシステム コーナーポスト (イトーキ FS6-13JD-W9)	2本
⑰	キッズコーナーマット (ADAL W900×D900)	9枚
⑱	キッズコーナーファスナーシート (ADAL)	12枚
⑲	カウンター (コクヨ CO-EEU186MT1)	1台
⑳	カウンターエンドパネル (コクヨ COS-EEU1MT1)	2枚
㉑	テーブル (コクヨ SD-ISN1875LSMT1N)	1台
㉒	ローバーティション W1000 (コクヨ PP-FXW1015SAWN)	6枚
㉓	ローバーティション W600 (コクヨ PP-FXW0615SAWN)	6枚
㉔	ローバーティションコーナーポスト (コクヨ PPS-FXWP15N)	3本
㉕	メニューボード (馬印 UDM600+カコウ)	2式

[入札書提出期限]

令和 6 年 5 月 1 4 日 (火) 1 6 時まで

入 札 書

≪

(消費税及び地方消費税は含まない)

落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の
任意の数字 3 桁を下欄に記載すること。

--	--	--

件名 : マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

印

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

[再入札書提出日時]

令和 年 月 日 () 時 分

再 入 札 書

¥

(消費税及び地方消費税は含まない)

落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の
任意の数字 3 桁を下欄に記載すること。

--	--	--

件名 : マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

印

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

委任状

(住所) _____

私は、(氏名) _____ 印 を代理人と定め下記事項の

入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項)

マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更

令和 年 月 日

住 所

商 号

代 表 者

印

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合

(1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとする
こと。

(2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。

2. 入札を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合

(1) 委任状は、「法人の代表者 支店又は営業所等の長 入札を行う者」の
形で委任状を二通作成すること。

イ) 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する場合の委任状
の場合、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は
営業所の長とすること。

ロ) 同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する場合の委任状の場合、
委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札
を行う者とする。 (なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人
の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を
選任することができない (民法第 104 条)。)

(2) 入札書は前記 1 と同様、入札者を上記代理人(実際に入札を行う者)とすること。

[紙入札方式参加申出期限]

令和6年5月13日(月)16時

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
名称又は商号
代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名
マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(記入例)

別紙 - 4

[紙入札方式参加申出期限]

令和6年5月13日(月)16時

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更

2 電子調達システムでの参加ができない理由

- ・ 認証カードの申請中だが、手続が遅れているため
- ・ 電子調達システムの導入について検討中であるため 等

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

[提出期限]

令和6年5月13日(月)16時

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 一般競争入札参加申込書(兼自己申告書) (別紙 - 5 (2))
- 3 誓約書 (別紙 - 5 (3))
個人の場合は、生年月日を記載すること。
法人の場合は、役員全員の氏名及び生年月日を記載した役員等名簿を添付すること。
- 4 保険料納付に係る申立書 (別紙 - 5 (4))
納付書の写し又は保険料の納付を証明する書面を添付すること。

提出部数 1部

一般競争入札参加申込書（兼自己申告書）

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により申込いたします。なお、下記に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 件名 マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更
- 2 競争に参加するものに必要な資格に関する事項について
 - (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
 - (2) 厚生労働省競争入札参加資格における等級（九州・沖縄地域）
物品の販売 （ ）等級
 - (3) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働保険をいう。）に加入し、かつ保険料の滞納がない者であること。（直近 2 年間の保険料の未納が無いこと。） はい ・ いいえ
 - (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない。 はい ・ いいえ
 - (5) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行っていない。 はい ・ いいえ
 - (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をしていない。 はい ・ いいえ
 - (7) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない。 はい ・ いいえ
 - (8) 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていない。 はい ・ いいえ
 - (9) 契約締結後に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検、速やかに報告する。 はい ・ いいえ
 - (10) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守する。 はい ・ いいえ
 - (11) 前記（7）～（10）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様である。 はい ・ いいえ

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
名称又は商号
代表者氏名

(参 考) 予算決算及び会計令

第 2 節 一般競争入札

- 第 1 款 一般競争参加者の資格 (第 70 条 ~ 第 73 条)
- 第 2 款 公告及び競争 (第 74 条 ~ 第 82 条)
- 第 3 款 落札者の決定等 (第 83 条 ~ 第 93 条)

第 1 款 一般競争参加の資格

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条

契約担当官等は、売買、賃貸、請負その他の契約につき会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争 (以下「一般競争」という。) に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(一般競争入札に参加させないことができる者)

第 71 条

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の真実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項 (この号を除く。) の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

誓 約 書

私
当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
名称又は商号
代表者氏名

個人の場合は生年月日を記載すること。

法人の場合は役員全員の氏名及び生年月日を記載した役員等名簿を添付すること。

(参考様式)

役員等名簿

法人(個人)名: _____

所在地: _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女
	()	T S H 年 月 日	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、直近 2 年間に支払うべき社会保険料、及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料の納付に係る書面を別添のとおり提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
名称又は商号
代表者氏名

* 上記期間に係る領収印のある納付書の写し又は保険料の納付を証明する書面を添付すること。

契約書(案)

支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 三姓 晃一(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

記

契約件名 マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更

契約金額 金 , , 円(うち消費税及び地方消費税額金 , 円)

(消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定の基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。)なお、支払金額は以下のとおりとする。

契約保証金 免除

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 甲は乙に対して物品の納入及び設置作業を依頼し、その対価を乙に支払うものとする。

2 物品は、別冊「仕様書」に記載のあるもののほか、別紙1「契約金額内訳」で明記されたものとする。

(納入場所及び期限)

第3条 現品の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

履行期限 令和6年8月4日(日)

*可能な限り早期実施を望む

履行場所 マザーズハローワーク 什器購入およびレイアウト変更

(納品検査)

第4条 乙は、現品を納入しようとするときは、業務完了報告書により甲の指定する検査職員に報告するとともに、あらかじめ希望日時、場所、品名、数量等の必要事項を通知し、立会の上検査を受けなければならない。

2 甲は、前項により納入の通知を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。

3 納入現品は、すべて甲の指示(仕様書等)のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転及び危険負担)

第5条 納入現品の所有権は、甲が、検査の結果、合格品と認め、検印を押捺し、合格品を受領し、乙にその受領証を交付したときに移転する。

2 所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

3 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、

乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(不合格品引取)

第6条 乙は、検査の結果不合格となったときは、甲が指定する期限までに、現品を撤去しなければならない。

2 甲は、前項の期限経過後、乙の負担において、その現品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。

(納期の有償延期)

第7条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第8条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認められたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第9条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第10条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第7条及び第8条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第27条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示

があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第12条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2)乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(3)競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4)乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5)第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第13条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するかどうかにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4)乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5)前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第14条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約金額の支払)

第15条 乙は、第4条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲の会計機関である官署支出官鹿児島労働局長(以下「官署支出官」という。)へ提出するものとする。

2 官署支出官は、乙より適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第16条 官署支出官は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(円未満端数切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第22条 甲は、第10条第2項、同条第3項、第12条、第18条、第19条、第21条第2項、第25条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第10条第2項、同条第3項、第12条、第18条、第19条、第21条第2項、第25条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第24条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第25条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があつ

たことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第26条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第27条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第28条 甲は、第4条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(再委託)

第29条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、甲に様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託の変更)

第30条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2「再委託に係る変更承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第31条 乙は、再委託の相手先からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3「履行体制図」を甲に提出しなければならない。

2 乙は、提出した履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4「履行体制図変更届出書」を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
- (3) 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第32条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第33条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第10条第2項、第11条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第26条、第27条、第28条、第32条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲	住所	鹿児島市山下町 13 番 21 号
	名称	支出負担行為担当官
	代表者	鹿児島労働局総務部長 三姓 晃一

乙	住所	
	名称	
	代表者	

令和 年 月 日 (様式1)

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式2)
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額	業務の範囲
		円	

(様式4)
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第31条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図